

議案第 23 号

刈谷市図書館条例施行規則の一部改正について

刈谷市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 1 3 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市図書館条例施行規則（昭和 45 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「図書館資料」の次に「(電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）で作成された図書館資料のうち、インターネットその他教育委員会が定める方法により利用が可能なものとして教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。)を除く。次条、第 5 条の 2 第 1 項、第 6 条及び第 7 条第 1 項において同じ。)」を加え、「利用し」を「館内において閲覧し」に改める。

第 6 条の見出しを「(館外貸出しの禁止)」に改め、同条中「館外閲覧する」を「館外貸出しをする」に改める。

第 7 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(館外貸出しの手続)」を付し、同条第 1 項中「館外閲覧」を「図書館資料の館外貸出し」に改め、同条第 3 項中「に限る」を「とする」に改める。

第 8 条の見出しを削り、同条中「図書館資料の館外閲覧」を「館外貸出し」に改める。

第 9 条の見出しを「(館外貸出しの貸出点数及び貸出期間)」に改め、同条中「館外閲覧の貸出冊数」を「館外貸出しの貸出点数」に、「10 冊」を「10 点」に改める。

第 17 条第 5 号中「張り紙」を「貼り紙」に改め、同条を第 18 条とする。

第 16 条第 1 項中「(以下「使用者」という。)」を削り、同条を第 17 条とする。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(電子図書館)

第 14 条 電子図書館（電子書籍の貸出しを行うサービスをいう。以下同じ。）を利

用することができる者は、貸出券の交付を受けている者で、市内に在住するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めた者については、この限りでない。

2 電子図書館における貸出点数は、1人1回3点以内とし、貸出期間は、336時間以内とする。

様式第4号（裏）中「貸出冊数 10冊」を「貸出点数 10点」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第15条」を「第16条」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「第16条」を「第17条」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

提案理由

この案を提出したのは、電子書籍の貸出しの開始に伴い必要があるからである。

議案第 24 号

刈谷市教育委員会公共施設予約案内システムに関する規則の一部改正
について

刈谷市教育委員会公共施設予約案内システムに関する規則の一部を改正する規則
を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 13 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市教育委員会公共施設予約案内システムに関する規則の一部を改
正する規則

刈谷市教育委員会公共施設予約案内システムに関する規則（平成 13 年教育委員
会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「10 日」を「15 日」に改め、同条第 3 項中「11 日」を「1
6 日」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

年度 学校開放施設利用登録申請団体概要書

団体名	(所属人数 人)		
利用する学校	1	学校	2 学校
運動種目			
活動頻度			
活動主体		区分	

構成員名簿

番号	氏名	住所	勤務先（町名）又は学校名（学年）
代表者			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別記様式の改正規定及び次項の規定は、同年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記様式は、令和6年度以後の学校開放施設（刈谷市立小中学校体育施設のスポーツ開放に関する規則（昭和52年教育委員会規則第1号）第2条に規定する開放施設をいう。以下同じ。）の利用に係る第3条の登録について適用し、令和5年度中の学校開放施設の利用に係る当該登録については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出したのは、学校開放施設の利用手続の見直しに伴い必要があるからである。

議案第 25 号

刈谷市立小中学校体育施設のスポーツ開放に関する規則の一部改正について

刈谷市立小中学校体育施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 1 3 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市立小中学校体育施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市立小中学校体育施設のスポーツ開放に関する規則（昭和 5 2 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

中学校体育館空調設備	半面 30 分までごとに	710 円
中学校柔剣道場空調設備	30 分までごとに	660 円
中学校卓球場空調設備	30 分までごとに	330 円

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出したのは、中学校の体育館等の空調設備を学校開放事業の用に供することに伴い必要があるからである。

承認第21号

専決処分について

刈谷市立小中学校体育施設スポーツ開放管理指導員の委嘱を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年11月13日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第2条第3項の規定により必要があるからである。

別紙名簿は省略